



2021年5月7日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所の運転差止等訴訟控訴審に係る 控訴理由書の提出について

本年3月18日、水戸地方裁判所において、東海第二発電所の運転差止請求を認容する判決（以下、原判決）が出されましたが、原判決は当社の主張を裁判所にご理解いただけず誠に遺憾であることから、翌日、東京高等裁判所へ控訴しました。

（2021年3月18日、3月19日 お知らせ済み）

本件に関し、当社は、本日、東海第二発電所の運転差止等訴訟控訴審に係る控訴理由書を東京高等裁判所宛に提出しました。

当社としては、控訴審において、原判決を取り消していただけるよう、引き続き東海第二発電所の安全性等の主張・立証に全力を尽くしてまいります。

添付資料 運転差止等訴訟控訴審に係る控訴理由書の概要

以 上

運転差止等訴訟控訴審に係る控訴理由書の概要

項目	原判決の要旨	控訴理由
人格権に基づく差止請求の要件としての「具体的危険性」の判断の矛盾	<ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉施設の安全性は、深層防護の第1から第5の防護レベルをそれぞれ確保することにより図るものとされているといえることから、深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということとはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるというべきである。 ・深層防護の第1から第4の防護レベルに係る事項については、新規制基準に不合理な点があるとは認められず、原子力規制委員会の適合性判断について、看過し難い過誤、欠落があるとも認められないことから、これら防護レベルの安全対策について欠けるところがあるとは認められないが、PAZ（原子力施設からおおむね半径5km圏）及びUPZ（原子力施設からおおむね半径30km圏）内の原告らとの関係においては、原子力災害指針に定める段階的避難等の防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が講じられておらず、深層防護の第5の防護レベルの安全対策に欠けるところがあり、人格権侵害の具体的危険が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原判決では、発電所の地震等に対する安全確保対策、津波に対する安全確保対策、火山の影響に対する安全確保対策、事故防止に係る安全確保対策に欠けるところがないと認定しており、発電所の運転に伴って放射性物質を環境に異常に放出する重大な事故が現実発生する蓋然性は認めていない。 ・それにもかかわらず、放射性物質が環境に異常に放出される事態を想定して被害の低減（減災）のために行われる原子力災害対策の一環である避難計画に欠けるところがあるとして人格権侵害の「具体的危険性」があるとするのは、発電所の運転に伴って放射性物質を環境に異常に放出する重大な事故が現実発生する蓋然性を認めないで人格権に基づく差止請求の要件としての「具体的危険性」を肯定することに帰着し、原子力発電所の運転に伴う事故による人格権侵害を理由とする差止請求権における同要件の充足性に関する判断において明らかな矛盾が存在する。また、その判断は、過去の高裁の判示に反する。
避難計画に係る原判決の判断の誤り	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所のPAZ及びUPZにおいて、原子力災害対策指針の想定する段階的避難等の防護措置が実現可能な避難計画及びこれを実行し得る体制が整えられているというにはほど遠い状態にあるといわざるを得ず、PAZ及びUPZ内の原告らとの関係において、避難計画等の深層防護の第5の防護レベルは達成されておらず、PAZ及びUPZ内の避難対象人口に照らすと、今後これを達成することも相当困難と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東海第二地域においては、避難計画の作成を含む原子力災害対策に係る緊急時対応の検討が途上にあり、地域原子力防災協議会の確認と原子力防災会議の了承もなされていない時点であるにもかかわらず、そうした現状のもとで、避難計画に欠けるところがあると判断したものであり、それ自体、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づく地方公共団体の避難計画作成に係る広範な政策的裁量を何ら尊重しておらず、その判断時期を見誤った極めて不合理なものである。 ・更に、原判決は、上記の判断の結果、発電所の運転開始までに図られる原子力災害対策の充実を無視することとなっており、この点でも著しく不合理である。